

平成27年度第2回池田市行財政改革推進委員会 議事要旨

【と き】 平成27年8月26日（水） 午後1時～3時

【ところ】 池田市役所 3階 議会会議室

【出席者】

■委員：佐々木会長（神戸大学名誉教授）、村瀬副会長（弁護士）、
蒲生委員（公認会計士・税理士）、
高島委員（連合大阪豊能地区協議会事務局次長）、
牛嶋委員（公募委員）、榎本委員（公募委員）、能島委員（公募委員）

■事務局：山本市長公室長、三好総合政策部長、
藤井人事課長、森本財政課長、塩川行政経営課長、
井上行政経営課主任主事、西山行政経営課主事

【傍聴者】 なし

【内 容】

1) 開会

2) 議事

1. 平成26年度における池田市行財政改革推進プランの取組状況に関する意見書（案）につ いて

=事務局から意見書（案）についての説明=

=佐々木会長から前回委員会での意見の確認と意見書（案）についての説明=

=質疑応答（抄録）=

委員：事務局との打合せにおいて「意見書（案）」に「1（1）改革の目標の達成状況について」の意見を記載することとした。前回の会議において、意見としては挙がらなかったが、委員会側からの意見として言及すべき事項であったと考えるため、記載することが適当である。

委員：「意見書（案）」1（3）②に記載している「定性的」という文言はどういった内容を意味しているのかわかりにくい。どのような内容を想定して記載したのか。

委員：これまで「取組内容説明資料」では、効果額の算出が困難な取組については「効果額」欄に金額は記載されなかったが、「備考」欄を「実施結果等」欄として、取組の実施内容・結果について文章で記入することを「定性的」と解釈している。

委員：今回の「意見書（案）」は平成26年度の取組状況だけでなく、平成23年度からの4年間の総括も含まれているため、その旨がわかる文言を追記してはどうか。また、「定性的」は曖昧な表現であるため、「成果等」とするのはどうか。

委員：わかりやすく記載するのであれば、「定性的」を「具体的」とするのはどうか。

事務局：御意見を踏まえ、1の表題を「平成26年度及び池田市行財政改革推進プラン（以下「プランI」という。）期間における取組状況等に関する意見」に変更する。また、「定性的」という文言について、「記入し得なかった内容の定性的な記入にも努める」を「記入し得なかった成果等についてもより具体的に記入するよう努める。」に変更する。

＝事務局から修正した意見書（案）を配布し、最終確認＝

＝意見書提出＝

各委員の了承を経て意見書を決定。佐々木会長から三好総合政策部長に「平成26年度における池田市行財政改革推進プランの取組状況に関する意見書」を提出

2. 効果額の測定方法について

＝事務局から資料についての説明＝

＝質疑応答（抄録）＝

委員：資産売却における効果額の測定方法が適切ではない可能性がある。資産の帳簿価額を考慮するとともに、特に土地の場合は、売却額から従物の解体費用等の諸経費を差し引くだけではなく、取得価格も差し引く必要があるのではないか。売却すれば歳入にはなるが、売却以前にかかった費用を考慮せずに効果とは言い切れない。土地の帳簿価額は一般的にどのように算定し、公有資産台帳に記載しているのか。

事務局：現行の公有財産台帳は、土地の面積等の数量情報を把握することを目的としており、台帳価格については全てが記載されているわけではないが、一般的には取得価格が台帳価格である。

委員：取得の経過が様々であり、売るということは、今後、土地を利用する見込みがなく、保有し続けるよりも売却した方がいいという市の判断であり、これも1つの効果であると考え。物価の上昇等もあり、計算が非常に難しくなる

委員：売却という策を講じた場合と講じなかった場合の差に着目すべきである。土地が有効に利用されていないならば、売却も効果の1つと考える。

委員：公有資産台帳には取得価格が記載されていないこともあるが、これは売買を目的としていないからである。一般的に行政財産から普通財産に切り替えて売却するものについては、使用しなくなったものを売却するため、売却額を効果額とすることに一定の意味がある。しかし、取得の経緯によっては、取得金額に着目する必要もあると考える。

委員：委託に係る効果額について、実施経費と人件費とを合わせた経費と委託料との差額が効果額となるが、人件費については、退職等がない限り市全体の人件費は変わらず、「改革の目標」に掲げる人件費の削減額と効果額として計上される人件費の削減額とを重複して計算してしまうのではないか。

事務局：御意見のとおりであり、事業単位では効果額といえても、実際の財政的な効果額が発生しているとは限らない。すなわち、事業としての総費用からは削減されても、人員については、異動等によって別の事業で計上されることになる。そのため、池田市行財政改革推進プランⅡでは実体を伴わない効果額を「改革の目標」として掲げなかったという経緯がある。

委員：表現上わかりにくいのであれば、実施経費と人件費とを分けるのではなく、実施経費の中に人件費を含んでいることを併記するのはどうか。

事務局：効果額が実際の財政的な効果を表していないという問題の解決には繋がっていない。事業単位で効果額を測定すれば、人件費を含めた事業費と委託料との差額を

効果額とするという考え方や、そこから他の事業に計上された分の人件費を除いた額を効果額とするという考え方もできる。しかし、後者の場合、人件費が占める割合が多い部署でアウトソーシングを導入すると、効果額として赤字となる可能性もある。そうするとアウトソーシングに対し消極的なインセンティブになってしまうおそれがあり、一概にどちらがいいとは言い切れない。

委員：効果額の測定方法における人件費について、測定方法はどのような切り口で見るとかによって変わる。これは民間企業においても同様の問題である。

委員：「質の行財政改革」の効果測定は、今後の検討課題となっているが、現状の財政的な効果額の測定方法の課題も指摘されている。個人的な意見として、「手数料等の値上げ」について、行政サービスの提供主体が限られるという性質から、「値上げによる歳入の増加」が「効果」であるとは必ずしも言い切ることができない。しかし、サービス提供に係るコストを賄っていないような手数料を値上げすることは「効果」といえる。

委員：配布資料3頁の「今後の検討事項」についてであるが、「効果額」という言葉を別のよりわかりやすい表現に替え、「歳入増加額」、「歳出削減額」、「金額として測定できないもの」に分類するのはどうか。

委員：広告収入等は「歳入増加額」、経費の削減は「歳出削減額」とし、土地の売却は測定方法の難しさから「その他の効果額」に分類し、3つの分類をまとめる「成果額」といったような言葉を作ってはどうか。

委員：最終的に3つの分類を合計する手間が増えるだけのように感じる。

委員：「効果額」という言葉のこれまでの積み重ねもあり、継続して使用すべきであるとする。今後も検討を重ね、より精緻な測定方法を確立していけばよい。事務局として何か考えはあるか。

事務局：「効果額」という表現を使わないという解決策を記載している理由は、取組ごとの個別の測定方法も多く、測定に費やす労力が多いが、必ずしも実際の財政的な効果を示しているわけではないからである。しかし、金額を記載しなければ、取組の金額的規模感がわかりにくいとの声もあり、解決策として提示した単純な決算数値の比較による「歳入増加額」及び「歳出削減額」に置き換えることで、金額的規模感を伝えるとともに、同一の判断基準による客観性の担保と費やす労力の軽減を図ることができると考えたところである。資産売却の効果額の測定方法について、売却の前後で測定するのか、又は取得以前のゼロベースで測定するのかは比較基準による。行財政改革の取組の効果として測定することを踏まえると、売却の前後で比較することが、効果の測定として有効であると考えている。

＝佐々木会長から議論の総括＝

3) 事務連絡

事務局から次回委員会の予定について説明

4) 閉会